

標準貨物自動車運送約款の改正に関するQ & A

変更届の様式、料金の設定等について

Q 1 運賃料金変更届の様式と料金設定の考え方を示して下さい。

A 1 今般、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を明確化し、別建てで収受できる環境を整備するため標準運送約款の改正を行いました。これにより、附帯作業のコストの見える化、サービスに見合った対価の収受等を通して、全体としての効率性・生産性の向上が図られるとともに、取引環境の改善に資することとなるものと考えています。標準運送約款を使用されているケースが多いと思いますが、その場合には、今回の改正の施行日（11/4）から改正後の標準運送約款が適用されることとなります。

具体的な運賃及び料金（積込料、取卸料、待機時間料、附帯業務料等）については、今回の標準運送約款の改正の趣旨及び各事業者における原価計算等による自社のコスト等を踏まえて、設定して頂ければと考えています。

今回の標準運送約款の改正により、積込料、取卸料及び待機時間料については、新たな項目として追加されておりますので、仮に「既存の運賃・料金については、特段変更が不要」と判断された場合においても、少なくともこれらの料金については届出を行って頂く必要があります。その場合には、別添の、積込料、取卸料、待機時間料のみを設定する必要最低限の届出様式例を参考に届出を行って下さい。

なお、附帯業務料（横持ち、縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業等の附帯作業に係る料金）については、金額での設定（又は実費としての設定）の方法があります。（※既に附帯業務料について、一定の金額（又は実費）を収受する旨の設定がされていて、特段変更が不要と判断された場合などには、この部分についての新たな届出は不要となります。）

Q 2 様式例別紙①においては、積込料、取卸料、待機時間料について具体的に金額を記載することになっていますが、数値ではなく個別に定める旨の記載でもよいですか。

A 2 料金については利用者にとって分かりやすいものであることが重要ですので、具体的な料金を記載頂くことが基本的な考え方となりますが、作業の種類に幅があるなどして具体的な金額を定めることが難しい場合には、個別に定める旨の記載も可能です。その場合でも、可能な限り、幅等を付すことが望ましいところです。

Q 3 変更届の添付書類は、全文でなく変更になった部分のみでよいのですか。

A 3 今般の改正においては、変更が生じた部分の新旧のみで届出を行って頂いて構いません。

Q 4 燃料サーチャージの届出を出している場合、サーチャージの変更届も必要となりますか。

A 4 運賃としての性質を有している燃料サーチャージについては、今回の改正により直接的に変更が必要となるものではありませんが、料金等の変更に合わせて設定しているサーチャージの変更を行う場合、合わせて届出をして下さい。

Q 5 今回新たに設定される料金には、時間外、深夜、休日等の割増しも適用されますか。

A 5 適用する場合は変更届にその旨の記載をして下さい。

Q 6 今回の改正で、積合せ運賃料金については、どのような扱いになりますか。

A 6 今回の標準運送約款の改正に伴い、積合せ運賃料金についても、運賃と料金を別建てで収受するよう、貸切運賃と同様に運賃料金の変更届出を行う必要があります。

Q 7 貨物の販売価格に一定率を乗じて運賃料金を決定する等の契約をしている場合、届出の内容はどのようにしたらよいでしょうか。

A 7 今回の改正を、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を収受できるよう、原価計算に基づき自社のコストに見合った運賃及び料金に見直しをする機会としていただければと思います。

Q 8 バラ積みバラ卸し貨物等については、車上的における積み込み・取卸し時に、パレットから車上への積み込み、車上からパレットへの取卸しに手間が発生します。これらの作業については、運賃に含まれるものとなるのでしょうか。

A 8 今回の標準運送約款の改正においては、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」の範囲を明確化したところです。積み込み・取卸しを行う際のこのようなパレットへの、あるいはパレットからの積替作業のような運送以外の役務に対する対価については、料金として収受するものに該当するものと考えます。

Q 9 運賃交渉は相手次第のところがあり、待機時間料等を設定することが難しいのですが。

A 9 荷主との協議が整ってから運賃料金変更届出を提出するのではなく、まずは自社の運賃体系として積込料、取卸料、待機時間料を設定し、地方運輸局に届出した後に荷主と交渉に臨んでいただければと思います。

届出方法等について

- Q 1 0 複数の都道府県に事業所等がある場合、変更届等の提出先はどこになりますか。
- A 1 0 主たる事務所を管轄する運輸局長宛に提出することになりますが（届出書に記載する宛先は運輸局長）、実際に書類を提出する受付窓口としては、主たる事務所が所在する運輸支局となります。
- Q 1 1 認可運賃当時は運輸局ごとに運賃が設定されていたため、営業所のある各運輸局に運賃を届け出ていますが、今回の変更届出も各運輸局へ出す必要がありますか。
- A 1 1 現行の運輸局ごとの運賃を引き続き使用し、かつ今回の約款改正に合わせて料金の変更を行うのであれば、各運輸局長宛に届出をしていただく必要がありますが（届出書に記載する宛先は各運輸局長）、その際の実際の手続としては、主たる事務所が所在する運輸支局に、各運輸局宛の届出書を一括して提出して頂くことが可能です。また、届出制移行後において地域ごとに異なる運賃及び料金を設定し届出をしている場合についても同様です。

独自運送約款の使用等について

- Q 1 2 標準運送約款以外の独自約款の認可を受けていますが、今回の約款改正を踏まえて何をすればよいですか。
- A 1 2 認可を受けている独自約款について、改正後の標準運送約款と同様に、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」が明確化されており、別建てで収受できるよう記載されている場合には、特段の手続は必要ありませんが、記載されていない場合には、標準運送約款の改正の趣旨を踏まえ、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を明確化し、別建てで収受できるよう運送約款の変更の認可を受けていただく必要があります。そのうえで、運送の対価と運送以外の役務等の対価を区分して運賃と料金を設定し届出を行っていただく必要があります。
- Q 1 3 改正前の標準運送約款（平成29年11月4日に施行される前の旧標準運送約款）の内容で一旦認可を受けたのですが、改正後の標準運送約款を使うこととする場合はどのような手続が必要ですか。
- A 1 3 改正後の標準運送約款を適用する場合には、標準運送約款の改正の趣旨を踏まえ、運送の対価と運送以外の役務等の対価を区分して運賃と料金を設定し届出を行っていただく必要があります。その場合の手続について、国土交通省のHPに掲載している運賃料金設定（変更）届出様式例（旧約款で認可を受けた事業者）を用いる場合は「6. 変更を必要とした理由」の欄の「 平成29年11月4日に改正された標準貨物自動車運送約款を使用することとしたため。」にチェックを入れてください。（料金の設定の考え方については、A 1 を参考にしてください。）

荷主等への周知、強制力等について

Q 1 4 国から荷主等への周知は行っていますか。

A 1 4 周知用リーフレットを作成し、荷主団体へ送付するとともに、国土交通省本省、各運輸局及び運輸支局が主要な荷主団体等を直接訪問し説明しています。

Q 1 5 新しい約款に基づいて現行の運送契約の見直しを荷主に求めて拒否された場合、罰則等はあるのですか。

A 1 5 契約には含まれていない付加的なサービスを後から対価なしに提供する事を強要された場合等には、当該強要する行為は、独占禁止法や下請法の違反となる場合もあり得ます。

Q 1 6 新しい約款に基づいて、従来無償で行っていた附带サービスの料金を荷主に求めたところ、運賃と料金を明確化することについて理解は得られましたが、既存の運賃の金額内で運賃と料金とを賄うように言われ、実質的に運賃については値下げとなりました。運送事業者は立場が弱いため、荷主の要請を断ることができないのですが、今後どのように対応していけばいいのでしょうか。

A 1 6 取引上の優位な立場を利用して、一方的に著しく低い運賃や料金での輸送等を強要する場合、当該行為は、独占禁止法や下請法の違反となる場合もあり得ます。国土交通省では適正な取引を推進するための相談窓口を設置しています。荷主に対して申し入れをしたものの、このような事例が生じた場合などにはご相談ください。

その他

Q 1 7 運賃料金変更届出または約款の認可申請のいずれも行っていない場合、違反となりますか。

A 1 7 違反となりますので、手続きを行って下さい。

なお、監査等により違反の事実が判明した場合は、行政処分の対象となる場合があります。